

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会
令和元年度第1回会議次第

- 1 開 会
- 2 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- 3 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- 4 その他
- 5 閉 会

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

- 1 補助金等の支給業務（移住・定住・交流推進支援事業）（自治・地域振興課）【外部提供登録】
- 2 補助金等の支給業務（移住・就業支援金給付業務）（産業政策課）【外部提供登録】
- 3 女性人材バンクに関する事業
 - (1) 女性人材バンク事業（共生まちづくり課）【業務登録変更】
 - (2) 審議会、委員会等の開催業務（共通）【業務登録変更】
 - (3) 女性人材バンク事業（共生まちづくり課）【目的外利用登録】
 - (4) 女性人材バンク事業（共生まちづくり課）【目的外利用登録】
 - (5) 女性人材バンク事業（共生まちづくり課）【外部提供登録】
- 4 妊産婦及び子ども医療費助成に関する業務
 - (1) 妊産婦及び子ども医療費助成業務（こども課）【業務登録変更】
 - (2) 個人住民税賦課業務（税務課）【目的外利用登録変更】
 - (3) 妊産婦及び子ども医療費助成業務（こども課）【コンピュータ結合登録変更】
 - (4) 妊産婦及び子ども医療費助成業務（こども課）【業務委託変更】
- 5 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給に関する事業
 - (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給事業（こども課）【業務登

録】

(2) 児童扶養手当給付事業（こども課）【目的外利用登録】

(3) 個人住民税賦課業務（税務課）【目的外利用登録】

6 公営企業会計システム外部サービス利用業務

(1) 公営企業会計システム外部サービス利用業務（健康づくり推進課）【コンピュータ結合登録】

(2) 公営企業会計システム外部サービス利用業務（健康づくり推進課）【業務委託登録】

7 都市再生特別措置法に基づく業務（都市整備課）【業務登録】

8 「東京五輪音頭-2020-」普及啓発業務（オリンピック・パラリンピック推進室）
【業務登録】

9 上越市スポーツボランティア登録制度に関する業務

(1) 上越市スポーツボランティア登録制度（スポーツ推進課）【業務登録変更】

(2) 上越市スポーツボランティア登録制度（スポーツ推進課）【外部提供登録】

10 メイド・イン上越認証に関する事業（上越ものづくり振興センター）【業務登録変更】

11 訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務

(1) 訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）【業務登録変更】

(2) 市の実施する全ての業務（共通）【目的外利用登録】

(3) 訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）【外部提供登録】

(4) 訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）【業務委託登録】

12 公営住宅管理に関する業務

(1) 公営住宅管理業務（建築住宅課）【外部提供登録】

(2) 公営住宅管理業務（建築住宅課）【業務委託登録】

1 3 所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供に関する業務

- (1) 所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務（用地管財課）【業務登録】
- (2) 固定資産税・都市計画税賦課業務（税務課）【目的外利用登録】
- (3) 戸籍に関する業務（市民課）【目的外利用登録】
- (4) 戸籍の附票業務（市民課）【目的外利用登録】
- (5) 住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】（市民課）【目的外利用登録】
- (6) 所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務（用地管財課）【外部提供登録】
- (7) 戸籍に関する業務（市民課）【外部提供登録】
- (8) 戸籍の附票業務（市民課）【外部提供登録】
- (9) 住民基本台帳業務（市民課）【外部提供登録】

1 4 紙媒体文書に係る自動での電子データ化に関する業務

- (1) 紙媒体文書に係る自動での電子データ化業務（共通）【コンピュータ結合登録】
- (2) 紙媒体文書に係る自動での電子データ化業務（共通）【業務委託登録】

1 5 プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等作成に関する業務

- (1) プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等作成業務（産業政策課）【業務委託登録】

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供

課名 自治・地域振興課

業務の名称	補助金等の支給業務（移住・定住・交流推進支援事業）	
利用又は提供 する目的	助成申請及び実績報告を行うため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、役職	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	新潟県
	業務の名称	移住・定住・交流推進支援事業
利用又は提供 する期間	随時	

【補助金等の支給業務（移住・定住・交流推進支援事業）の外部提供について】

一般財団法人地域活性化センター（以下、「活性化センター」という。）が実施する移住・定住・交流推進事業（地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進及び交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として行う事業に支援するもの）に対し、新潟県を通じて申請するため、必要な外部提供登録を行うもの

補助金等の支給業務（移住・定住・交流推進支援事業）の外部提供について

1 業務の名称 補助金等の支給業務（移住・定住・交流推進支援事業）

2 業務の概要

(1) 実施目的

活性化センターが実施する助成金事業である移住・定住・交流推進支援事業に係る申請及び報告等に関する業務を行うため

(2) 業務内容

活性化センターが実施する助成金事業である移住・定住・交流推進支援事業に係る助成申請書類及び実績報告書類を新潟県へ提出する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、役職

4 利用又は提供できる理由

本人の同意

5 利用又は提供する方法

文書の交付

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

移住・定住・交流推進支援事業

(2) 業務の概要

活性化センターが実施する助成金事業である移住・定住・交流推進支援事業に係る助成申

請書類及び実績報告書類を活性化センターへ提出する。

7 利用期日又は提供開始日

令和元年6月28日

業務の名称	補助金等の支給業務（移住・就業支援金給付業務）	
利用又は提供する目的	共同で業務を実施する新潟県と情報の共有を図るため （根拠法令： ）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	性別、居住区域、生年月日、職種、勤務先、勤務状況、感想、相談内容、 決定内容、家族構成、支援金の返還の要否・返還額	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	新潟県
	業務の名称	新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業
利用又は提供する期間	令和元年6月28日から業務終了まで	

【補助金等の支給業務（移住・就業支援金給付業務）の外部提供登録について】

新潟県と共同で実施する移住・就業支援金の給付業務を開始するに当たり、本業務で収集する個人情報在新潟県と共有する必要があることから、所要の外部提供登録を行うもの

補助金等の支給業務（移住・就業支援金給付業務）の外部提供について

- 1 業務の名称 補助金等の支給業務（移住・就業支援金給付業務）
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から移住し、中小企業等へ就業した人又は起業をした人に対し、移住に伴う経済負担を軽減するための支援金を給付するもの
 - (2) 業務内容
支援金の給付申請の受理及び審査、支援金の給付の決定、支援金の支払等の業務
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
性別、居住区域、生年月日、職種、勤務先、勤務状況、感想、相談内容、決定内容、家族構成、支援金の返還の要否・返還額
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業
 - (2) 業務の概要
新潟県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と実施市町村が共同して、東京圏からの移住者に対する支援金の支給や職のマッチングのためのインターネットサイトの運営などの事業を実施する。
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年6月28日

移住支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

世帯 100 万円、単身 60 万円 ※起業の場合最大 300 万円

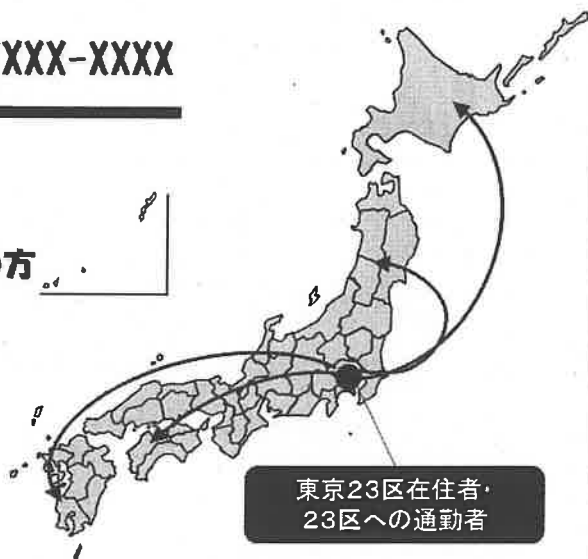
移住支援金を申請される方は

すぐに●●課にご相談ください。

●●課： 窓口●番 または 電話 XX-XXXX-XXXX

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方
を確認させていただいております。

移住支援金の申請を予定されている方は、
転入後速やかにご連絡ください。



東京23区在住者・
23区への通勤者

移住支援金の対象

次の①②いずれも該当する方が対象となります。

- ① 次のいずれかの方
 - ・直近5年以上東京23区の在住者
 - ・直近5年以上、東京圏*1(条件不利地域**2を除く)に在住し、かつ、東京23区に通勤**3していた方
- ② 移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方又は●●県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方

※1 東京圏

※2 条件不利地域

※3 通勤

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

HPでご案内しております。

雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

▶ 移住支援金の詳細はHPでご案内しております。(http://www.XXXXXXXXXX)

移住支援金に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▶ ▲市●●課

●●県▲市●●X-X (●庁舎●階)

電話番号 XX-XXXX-XXXX

移住・就業支援金制度概要

目的	U I J ターン者及び若者の市内企業等への就労を促し、定住しやすい環境を整えることにより、労働力人口を確保し、市内経済の安定を図るもの
概要	国の地方創生推進交付金（移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業）を県と連携して活用し、東京圏から移住し中小企業等へ就業した人又は起業支援金の交付決定を受けた人へ、移住に伴う経済負担を軽減するための支援金を給付する。
事業主体	新潟県（「新潟県移住・就業等支援事業」として県内 26 市町村と連携して実施）
対象者	以下の①及び②の要件を満たすもののうち、③又は④の要件を満たす就業又は起業をした者 ①東京 23 区在住者又は 23 区への通勤者（直近 5 年以上） ②上越市に移住した者（転入後 3 か月以上 1 年以内） ③上越市の中小企業等に就業した者（県が開設するマッチングサイトを利用した就業） ※マッチングサイトの概要 ・ 現存の「にいがた企業情報ナビ」（登録企業 1,100 社）を改修し、求人情報項目及び検索機能の追加等を行うとともに、働きやすい職場環境や働き方改革の推進に関する情報及び暮らしやすさをアピールする住宅・移住支援に関する情報を掲載。 ・ 支援金の対象として求人情報を掲載する法人は、本店所在地が新潟県内であることとし、産業別充足率を参照し県内の金融機関・経済団体等の意見を徴取しながら選定基準となる求人充足率等を設定した上で、対象法人を選定。 ④新潟県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
支援金の額	世帯移住の場合 100 万円（国 50 万、県 25 万、市 25 万） 単身移住の場合 60 万円（国 30 万、県 15 万、市 15 万）
その他	事業詳細については、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領に基づき実施する。

都道府県と市町村の情報共有について

移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業が適切に執行されるよう、都道府県と市町村で定期的な情報共有が必要となりますが、一部の地方公共団体からの御意見を踏まえて、以下の通り情報共有手順の例をまとめましたので、支給事務や情報共有の際にご活用ください。

なお、以下にお示しする情報共有の手順等は、あくまで一例であり、既に検討済の地方公共団体に修正をお願いするものではありません。

1 マatchingサイトに掲載した求人一覧の共有（都道府県から市町村へ）

（Q & A 第3版 2-7-10、2-11-7、2-14 関連）

①●●県は、県内市町村に●●県のマッチングサイトに掲載した求人の一覧（CSV形式）を共有する。

※求人一覧を共有する際は、掲載終了したデータを削除することなく、「表示非表示フラグ」により新たに追加した求人情報を明示すること等を推奨します。

②市町村は、就業による移住支援金の申請を受けた場合、●●県から共有された求人の一覧から次の項目を確認する。

国が2月28日付けの事務連絡で示した、民間業者とのデータ連携標準仕様の項目	市町村の確認事項
2 法人名	就業証明書の「事業者名」と一致するか確認してください。
41 求人管理番号 (都道府県コード)+(ハイフン)+(都道府県が割り振った記号)	移住支援金の申請書の「管理コード」に記載してください。
43 求人掲載開始日時	就業証明書の「応募受付年月日」が求人掲載開始日時以降であるか確認してください。
46 求人表示非表示フラグ(0:非表示、1:表示)	【参考情報】求人が終了し、マッチングサイト上で確認できなくなったものは「0:非表示」となっております。
50~53 就業場所	就業証明書の「勤務先所在地」と一致するか確認してください。
109 移住支援金対象の別(0:対象外、1:対象)	移住支援金の対象(1:対象)であることを確認してください。

②●●県以外のマッチングサイトに掲載された対象の求人については、該当する都道府県に確認する。

③「【様式】（毎月報告用）移住支援金の問合せ・申請・交付決定等の状況一覧」の「②申請状況」シートの「【就業】管理コード」欄にマッチングサイトに掲載された対象求人の「41 求人管理番号」を転記する。

※移住支援金は、就業して3か月以上在職してから申請されるため、マッチングサ

イト上に求人情報が残っていないことが想定されます。市町村が申請受付時に要件（移住支援金の対象求人であるかなど）や「【就業】管理コード」を確認するためには、都道府県から求人情報の共有を受ける必要があります。

2 起業支援金受給者管理コードの共有（都道府県から市町村へ）

- ① 起業支援金執行団体は、移住支援金受給者と起業支援金受給者を紐づけるため、起業支援金の交付決定通知に「管理コード」を明記する。
- ② 起業による移住支援金の申請があった場合、市町村は、起業支援金の交付決定通知に記載された「管理コード」を「【様式】（毎月報告用）移住支援金の問合せ・申請・交付決定等の状況一覧」の「②申請状況」シートの「【起業】管理コード」欄に転記する。

3 移住支援金の申請状況の共有（市町村から都道府県へ）

（Q & A 第3版 2-11-13 関連）

- ① 市町村から都道府県へ、【様式】（毎月報告用）移住支援金の問合せ・申請・交付決定等の状況一覧により移住支援金の申請状況を共有する。
- ② 都道府県は、市町村からの共有情報により、対象求人の充足状況や起業支援金の交付決定額と移住支援金予算の関係を紐づけして管理する。

なお、移住支援金の支給見込みを都道府県でとりまとめて国へ報告する頻度は月1回としているが、

都道府県が市町村に月2回以上の報告を求める場合は、各都道府県と市町村間で報告の頻度を設定する。（申請の都度、報告を求めることとするなど。）

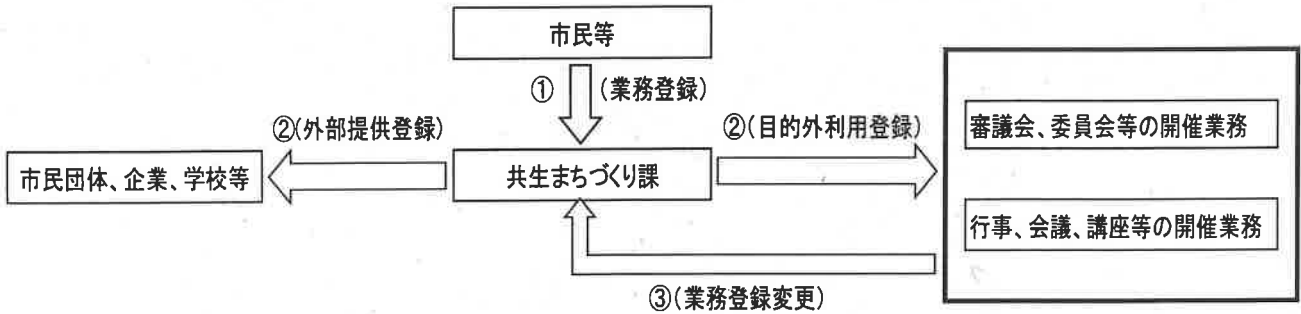
個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 共生まちづくり課

業務の名称	女性人材バンク事業
収集の目的	女性人材バンクへの人材の登録及び人材の利用を促進するため (根拠法令：)
収集する個人情報 情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、職種、勤務先、 役職、資格、専門、加入団体名、活動内容、関心分野
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（加入団体）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されて いる文書等 の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【女性人材バンク事業の業務登録の変更、目的外利用登録及び外部提供登録について】

本市では、政策方針を決める過程において、女性の視点やアイデアを様々な分野の場面に取り入れ、女性が能力を発揮できる体制づくり（①）を目的とした「上越市女性人材バンク」を設置している。この女性人材バンクに登録している女性の人材を市政や地域社会において一層活用していくため、本市が設置・開催する審議会等の委員や研修会の講師等、さらには市民団体、企業、学校等が開催する講演会の講師等に紹介できる（②及び③）よう、必要な業務登録の変更、目的外利用登録、外部提供登録を行うもの



女性人材バンク業務登録の変更について

1 業務の名称 女性人材バンク業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の目的	女性人材バンク設立に当たり、当該人材を登録するため	女性人材バンクへの人材の登録及び人材の活用を促進するため

3 変更理由

女性人材バンクに登録している女性人材を広く紹介し、本市の審議会等の委員、研修会の講師等又は市民団体、企業、学校等が開催する講演会の講師等としての活用を図るため。

4 変更期日

令和元年7月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

男女共同参画社会の促進に寄与するため。

(2) 業務内容

女性の人材の情報を蓄積し、当該情報を本市の審議会等の委員、研修会の講師等又は市民団体、企業、学校等が開催する講演会の講師等に紹介することで、女性の人材を活用し、男女共同参画社会の促進に寄与する。

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 共通

業務の名称	審議会、委員会等の開催業務（共通）
収集の目的	委員の委嘱、会議の開催、会議の傍聴並びに議事録の作成及び公表を円滑に行うため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、国籍、学歴、職種、職歴、役職、賞罰、犯歴、身体機能、資格、専門、理由又は目的、感想、意見、加入団体、活動内容
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（各所属団体、共生まちづくり課、市民課）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

審議会、委員会等の開催業務（共通）の変更について

1 業務の名称 審議会、委員会等の開催業務（共通）

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
収集の方法	本 人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊 急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（各所属団体 _____、市民課）	本 人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊 急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（各所属団体、 <u>共生まちづくり課、市民課</u> ）

3 変更理由

女性人材バンクに登録している女性人材を広く紹介し、本市の審議会等の委員、研修会の講師等としての活用を図るため。

4 変更期日

令和元年7月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

執行機関の附属機関及び私的諮問機関において、調査、審議、審査又は諮問を行うため。

(2) 業務内容

執行機関の附属機関及び私的諮問機関において、調査、審議、審査又は諮問を行う。

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 共生まちづくり課

業務の名称	女性人材バンク事業	
利用又は提供する目的	本市の課等が設置する審議会等に対し、女性人材バンクの登録者から講師、アドバイザー等を紹介し、男女共同参画社会の促進に寄与するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、性別、電話番号、メールアドレス、勤務先、役職、専門、加入団体、活動内容	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	共通
	業務の名称	審議会、委員会等の開催業務（共通）
利用又は提供する期間	随時	

上越市女性人材バンク事業の目的外利用について

1 業務の名称 女性人材バンク事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

男女共同参画社会の促進に寄与するため

(2) 業務内容

女性の人材の情報を蓄積し、当該情報を本市の審議会等の委員、研修会の講師等又は市民団体、企業、学校等が開催する講演会の講師等に紹介することで、女性の人材を活用し、男女共同参画社会の促進に寄与する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、性別、電話番号、メールアドレス、勤務先、役職、専門、加入団体、活動内容

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

審議会、委員会等の開催業務（共通）

(2) 業務の概要

執行機関の附属機関及び私的諮問機関において、調査、審議、審査又は諮問を行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和元年7月1日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 共生まちづくり課

業務の名称	女性人材バンク事業	
利用又は提供する目的	本市の課等が設置する審議会等に対し、女性人材バンクの登録者から講師、アドバイザー等を紹介し、男女共同参画社会の促進に寄与するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、性別、電話番号、メールアドレス、勤務先、役職、専門、加入団体、活動内容、	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	共通
	業務の名称	行事、会議、講座等の開催業務（共通）
利用又は提供する期間	随時	

上越市女性人材バンク事業の目的外利用について

1 業務の名称 女性人材バンク事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

男女共同参画社会の促進に寄与するため

(2) 業務内容

女性の人材の情報を蓄積し、当該情報を本市の審議会等の委員、研修会の講師等又は市民団体、企業、学校等が開催する講演会の講師等に紹介することで、女性の人材を活用し、男女共同参画社会の促進に寄与する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、性別、電話番号、メールアドレス、勤務先、役職、専門、加入団体、活動内容

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

行事、会議、講座等の開催業務（共通）

(2) 業務の概要

講演会、シンポジウム、講座、会議等を開催するもの

7 利用期日又は提供開始日

令和元年7月1日

業務の名称	女性人材バンク事業	
利用又は提供する目的	市民団体等が設置する各種会議等に対し、当市の女性人材バンクの登録者から講師、アドバイザー等を紹介し、男女共同参画社会の促進に寄与するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、性別、電話番号、メールアドレス、勤務先、役職、専門、加入団体、活動内容	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	市民団体、企業、学校等
	業務の名称	会議、講座等の開催業務
利用又は提供する期間	令和元年7月1日から	

上越市女性人材バンク業務の外部提供登録について

1 業務の名称 女性人材バンク業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

本市の政策方針を決定する過程において、女性の視点又はアイデアを様々な分野に取り入れるとともに、女性が能力を発揮できるような体制をつくり、男女共同参画社会の促進に寄与するため。

(2) 業務内容

女性の人材の情報を蓄積し、当該情報を本市の審議会等の委員、研修会の講師等又は市民団体、企業、学校等が開催する講演会の講師等に紹介することで、女性の人材を活用し、男女共同参画社会の促進に寄与する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、性別、電話番号、メールアドレス、勤務先、役職、専門、加入団体、活動内容

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

会議、講座等の開催業務

(2) 業務の概要

講演会、シンポジウム、講座、会議等を開催するもの

7 利用期日又は提供開始日

令和元年7月1日

上越市女性人材バンク制度

女性人材バンクに登録しませんか

「上越市女性人材バンク」は、市の政策や方針の決定などの様々な分野・場面に女性の視点やアイデアを取り入れるために設置しています。現在 56 名の方に登録いただいています。

あなたのチカラを市政に生かしてみませんか。

☆まずはこちらへお問い合わせください☆

上越市男女共同参画推進センター
(ウィズじょうえつ)

〒943-0821

上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ 2 階

T E L : 025-527-3624

F A X : 025-522-8240

E-MAIL : d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

上越市女性人材バンク登録票

（記入日 年 月 日）

ふりがな		生年月日	受付番号
氏名		年 月 日	
住所等	〒 TEL () FAX ()		
E-Mail			
職業			
勤務先名		役職	
勤務先住所等	〒 TEL () FAX ()		
※所属団体等	団体名		役職
	団体名		役職
	団体名		役職
※専門分野		※免許、資格等	
関心のある分野			
主な経歴・活動	具体的に記入してください。		

・※印のついている項目は、該当のない場合、無記入で結構です。
 ・太枠内は記入しないでください。
 ・女性人材バンクの登録票は、市の各課等における各種審議会等の委員及び研修会の講師等の女性人材の情報整備のために使用します。

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [男女共同参画推進センター](#) > 女性人材バンク

女性人材バンク

[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2019年5月1日更新

市の政策方針を決めていく過程において、女性の視点やアイデアを様々な分野や場面に取り入れるとともに、女性が能力を発揮できるような体制づくりを目的としています。

登録していただいた方の中から、地域や必要とする分野等により判断し、市の各種審議会等委員への就任や研修会の講師等をお願いすることがあります。

詳しくは、[女性人材バンクチラシ \[PDFファイル/562KB\]](#) をご覧ください。

対象者

- 上越市在住の人、上越市に勤務している人、もしくは活動の場が当市にある18歳以上(学生可) の女性です。
- 関心分野がある、専門分野を多くの人に広めたい人
- 市政に関心があり、地域の発展に熱意をもって貢献できる人など

登録方法

登録用紙に必要事項を記入し、男女共同参画推進センター(上越市市民プラザ2階)に提出してください。
(郵送、ファックス、電子メール可)。登録は随時受付けています。

登録用紙ダウンロード

- [女性人材バンク登録票 \[PDFファイル/92KB\]](#) [女性人材バンク登録票 \[Wordファイル/46KB\]](#)
- [女性人材バンク登録票\(記載例\) \[PDFファイル/120KB\]](#)

このページに関するお問い合わせ先

男女共同参画推進センター
〒943-0821 上越市土橋1914-3 上越市市民プラザ2階
男女共同参画推進センター
Tel:025-527-3624
Fax:025-522-8240
[お問い合わせはこちら](#)

[このページの先頭へ](#)

☆女性人材バンクとは

市の政策方針を決めていく過程において、女性の視点やアイデアを様々な分野や場面に取り入れるとともに、女性が能力を発揮できるような体制づくりを目的としています。

登録していただいた方の中から、地域や必要とする分野等により判断し、市の各種審議会等委員への就任や研修会の講師等をお願いすることがあります。

☆対象者

上越市在住の人、上越市に勤務している人、もしくは活動の場が当市にある18歳以上（学生可）の女性です。関心分野がある、専門分野を多くの人に広めたい、市政に関心を持っているなど、興味のある方はお問合せください。

☆登録方法

登録用紙に必要事項を記入し、共生まちづくり課（上越市役所2階）に提出してください（郵送、FAX、電子メール可）。登録は随時受け付けています。

女性人材バンク登録票の記入方法

- ☆記入日 記入した年月日を明記してください。
- ☆職業 現在の職業を記入してください。現在無職で以前お勤めの方は、元の職業を記入してください。（元〇〇など）
- ☆所属団体等 現在活動している団体がある場合は、主なものを3団体まで記入してください。役職についている場合は役職名も記入願います。
- ☆資格・免許等 差し支えない範囲で免許・資格を有しているものについて記入してください。
- ☆専門分野・関心分野 下記からそれぞれ選んで番号を記入してください。

- | | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| ①男女共同参画 | ②地域活動 | ③生活・環境 | ④福祉 |
| ⑤医療・健康 | ⑥教育 | ⑦経済 | ⑧政治・行政 |
| ⑨文化 | ⑩スポーツ | ⑪国際 | ⑫その他 |

- ☆主な経歴・活動 各種審議委員等の記録及び、今までの活動の経歴を記入して下さい。

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 こども課

業務の名称	妊産婦及び子ども医療費助成業務
収集の目的	妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、母子健康手帳番号、続柄、人的関係、婚姻、勤務先、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、医療費受給情報、妊娠歴（妊娠届出日）、出産予定日
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（) <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（社会保険診療報酬支払基金新潟支部、新潟県国民健康保険団体連合会、新潟県後期高齢者医療広域連合、各被用者保険保険者、税務課、市民課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり推進課、国保年金課）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（乳幼児医療費助成システム、CD-R）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（)

【妊産婦及び子ども医療費助成業務の業務登録、コンピュータ結合登録及び業務委託登録並びに個人住民税賦課業務の目的外利用登録の変更について】

妊産婦医療費の制度の拡充に伴い、当該助成業務において市民税の賦課情報の確認が不要になることから、業務登録及び個人住民税賦課業務の目的外利用登録の変更を行うもの。

また、妊産婦医療費について、子ども医療費と同様に、医療機関の窓口で助成を行う「現物給付」ができるよう、審査支払業務実施機関との間でのコンピュータ結合登録及び業務委託登録の変更を行うもの。その他、業務の実施状況を踏まえて登録内容を精査した結果、個人情報項目の整理を行うもの

妊産婦及び子ども医療費助成業務の変更について

1 業務の名称 妊産婦及び子ども医療費助成業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、母子健康手帳番号、続柄、人的関係、婚姻、勤務先、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、 <u>賦課情報</u> 、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、医療費受給情報、妊娠歴（妊娠届出日）、出産予定日	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、母子健康手帳番号、続柄、人的関係、婚姻、勤務先、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報_____、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、医療費受給情報、妊娠歴（妊娠届出日）、出産予定日

3 変更理由

妊産婦医療費の助成の拡充に伴い、市民税所得割非課税の要件を撤廃するため

4 変更期日

令和元年9月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成するもの

(2) 業務内容

妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成する。

目的外利用

保有個人情報

登録票（変更）（諮問）

外部提供

課 名 税務課

業務の名称	個人住民税賦課業務	
利用又は提供する目的	医療費助成対象者の事業区分判定のため (根拠法令：上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、住所、生年月日、収入情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	こども課
	業務の名称	妊産婦及び子ども医療費助成業務
利用又は提供する期間	随時	

個人住民税賦課業務の変更について

1 業務の名称 個人住民税賦課業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供 する目的	医療費助成対象者の支給要件判定及び事業区分判定のため	医療費助成対象者の_____ _____ 事業区分判定のため
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所、生年月日、収入情報、 <u>賦課情報</u>	氏名、住所、生年月日、収入情報、 _____

3 変更理由

妊産婦医療費の助成の拡充に伴い、市民税所得割非課税の要件を撤廃するため

4 変更期日

令和元年9月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

個人住民税を賦課するため

(2) 業務内容

個人住民税を賦課する。

コンピュータ結合登録票（変更）（諮問）

課 名 こども課

業 務 の 名 称	妊産婦及び子ども医療費助成業務
結 合 す る 理 由	<p>被用者保険の加入者に対する妊産婦及び子ども医療費の助成に必要な請求関係帳票、レセプト（診療報酬明細書）等の電子データを社会保険診療報酬支払基金新潟支部からオンラインで受け取ることにより、審査支払手数料の削減及び業務の効率化を図るため</p> <p style="text-align: right;">（根拠法令： ）</p>
結 合 す る 相 手 先 の 名 称	社会保険診療報酬支払基金新潟支部
結 合 す る 期 間	平成24年6月19日から業務終了まで
取 扱 う 個 人 情 報 の 項 目	氏名、性別、生年月日、傷病情報、診療情報、医療保険情報、医療費受給情報
結 合 す る 相 手 先 に お け る 保 護 措 置 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号化通信による結合 ・電子証明書及びID・パスワードによる認証 ・送受信記録の保管、不正アクセスの監視

子ども医療費助成業務のコンピュータ結合の変更について

1 業務の名称 子ども医療費助成業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	_____子ども医療費助成業務	妊産婦及び子ども医療費助成業務
結合する理由	被用者保険の加入者に対する_____ 子ども医療費の助成に必要な請求関係帳票、レセプト（診療報酬明細書）等の電子データを社会保険診療報酬支払基金新潟支部からオンラインで受け取ることにより、審査支払手数料の削減及び業務の効率化を図るため	被用者保険の加入者に対する妊産婦及び子ども医療費の助成に必要な請求関係帳票、レセプト（診療報酬明細書）等の電子データを社会保険診療報酬支払基金新潟支部からオンラインで受け取ることにより、審査支払手数料の削減及び業務の効率化を図るため
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、生年月日、傷病情報、診療情報、医療保険情報_____	氏名、性別、生年月日、傷病情報、診療情報、医療保険情報、 <u>医療費受給情報</u>

3 変更理由

妊産婦医療費の助成の拡充に伴い、償還払いに加え、医療機関の窓口で助成を行う現物給付を行うため

4 変更期日

令和元年9月1日

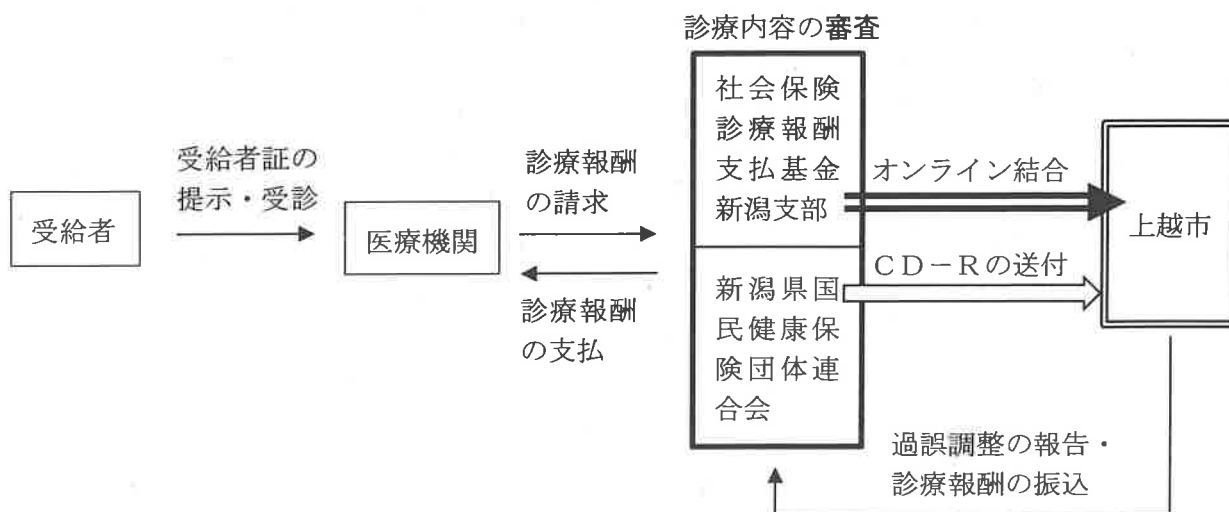
5 業務の概要

(1) 実施目的

妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格証を交付し、医療費を助成するもの

(2) 業務内容

妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格証を交付し、医療費を助成する。



個人情報取扱業務委託（変更）（諮問）

課 名 こども課

委託する業務の名称	妊産婦及び子ども医療費助成業務
委託する相手先	社会保険診療報酬支払基金新潟支部、新潟県国民健康保険団体連 合会
委託する理由	全県的に社会保険診療報酬支払基金新潟支部及び新潟県国民健康 保険団体連合会に妊産婦及び子ども医療費助成額の現物給付の審査 支払を委託することにより、業務の効率化・低コスト化を図る。
委託する期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
取り扱う個人情報の 項目	氏名、性別、生年月日、傷病情報、診療情報、医療保険情報、医療 費受給情報
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る 委託条件	業務上知り得た情報について他に漏らしてはならない (委託終了後においても同様)

妊産婦及び子ども医療費助成業務の変更について

1 業務の名称 妊産婦及び子ども医療費助成業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
委託する理由	全県的に社会保険診療報酬支払基金新潟支部及び新潟県国民健康保険団体連合会に_____子ども医療費助成額の現物給付の審査支払を委託することにより、業務の効率化・低コスト化を図る。	全県的に社会保険診療報酬支払基金新潟支部及び新潟県国民健康保険団体連合会に <u>妊産婦及び子ども</u> 医療費助成額の現物給付の審査支払を委託することにより、業務の効率化・低コスト化を図る。
取り扱う個人情報項目	氏名、性別、 <u>住所</u> 、生年月日_____、 _____ 医療費受給情報	氏名、性別_____、生年月日、 <u>傷病情報、診療情報、医療保険情報、医療費受給情報</u>

3 変更理由

妊産婦医療費の助成の拡充に伴い、償還払いに加え、医療機関の窓口で助成を行う現物給付を行うため

4 変更期日

令和元年9月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成するもの

(2) 業務内容

妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成する。

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 こども課

業務の名称	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給事業
収集の目的	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金を適切に支給するため (根拠法令：)
収集する個人情報 の 項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、容姿、印影、続柄、人的関係、婚姻、死亡、決定内容、金融機関情報、賦課情報、家族構成、児童扶養手当情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（住民基本台帳、税務課）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給事業の業務登録並びに児童扶養手当給付事業及び個人住民税賦課業務の目的外利用登録について】

本年10月から消費税率が引上げとなる中、子どもの貧困に対応するため、国からの補助を受けて、寡婦控除の適用を受けることができない未婚の児童扶養手当受給者に対して臨時・特例給付金を支給するに当たり、支給対象者の抽出、対象要件の審査等に必要な業務の業務登録及び目的外利用登録を行うもの

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給事業の概要について

- 1 業務の名称 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給事業
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
子どもの貧困に対応するため、未婚の児童扶養手当受給者に対し、臨時・特例給付金を支給するもの
 - (2) 業務内容
児童扶養手当受給者のうち受給理由が「未婚出生」であって寡婦控除の適用を受けることができない人に対し、臨時・特例給付金として1人につき1万7,500円を支給するもの
- 3 収集する個人情報の項目
氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、容姿、印影、続柄、人的関係、婚姻、死亡、決定内容、金融機関情報、賦課情報、家族構成、児童扶養手当情報
- 4 収集の方法
本人から直接収集し、住民基本台帳から収集し、又は本人の同意により税務課から収集する。
- 5 収集開始日
令和元年6月28日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 こども課

業務の名称	児童扶養手当給付事業	
利用又は提供する目的	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金を適切に支給するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、続柄、人的関係、婚姻、死亡、金融機関情報、 家族構成、児童扶養手当情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	こども課
	業務の名称	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給事業
利用又は提供する期間	令和元年6月28日から業務終了まで	

児童扶養手当給付事業の目的外利用について

1 業務の名称 児童扶養手当給付事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るもの

(2) 業務内容

ひとり親家庭等の児童の保護者に対し、児童扶養手当を支給する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、続柄、人的関係、婚姻、死亡、金融機関情報、家族構成、児童扶養手当情報

4 利用又は提供できる理由

公益上必要があると認められるため

5 利用又は提供する方法

庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給事業

(2) 業務の概要

未婚の児童扶養手当受給者に対し臨時・特例給付金を支給するもの

7 利用期日又は提供開始日

令和元年6月28日

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供

課 名 税務課

業務の名称	個人住民税賦課業務	
利用又は提供 する目的	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金を適切に支給するため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、賦課情報	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	こども課
	業務の名称	未婚の児童扶養手当受給に対する臨時・特例給付金支給事業
利用又は提供 する期間	令和元年6月28日から業務終了まで	

個人住民税賦課業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 個人住民税賦課業務

- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
個人住民税を賦課するため
 - (2) 業務内容
個人住民税を賦課する。

- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、生年月日、賦課情報

- 4 利用又は提供できる理由
本人の同意があるため

- 5 利用又は提供する方法
庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク

- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給事業
 - (2) 業務の概要
未婚の児童扶養手当受給者に対し臨時・特例給付金を給付するもの

- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年6月28日

コンピュータ結合登録票（諮問）

課 名 健康づくり推進課

業務の名称	公営企業会計システム外部サービス利用業務
結合する理由	病院事業会計業務を処理する公営企業会計システムをオンラインで提供する外部サービスの利用により、災害発生に対するリスクを軽減するとともに、システム障害発生時における運営事業者の即時対応を可能にするため（根拠法令： ）
結合する相手先の名称	データセンターの運営事業者
結合する期間	令和元年7月1日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、収納情報、金融機関情報
結合する相手先における保護措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号化通信による結合 ・電子証明書及びID・パスワードによる認証 ・送受信記録の保管、不正アクセスの監視 ・L2WAN回線での接続

【公営企業会計システム外部サービス利用業務のコンピュータ結合登録及び業務委託登録について】

病院事業会計業務（公営企業会計の収入及び支出に係る業務等）を処理する「公営企業会計システム」について、災害発生時のリスクを軽減し、障害発生時の運営事業者による即時対応を可能にするため、オンラインで提供される外部サービスを導入するとともに、効率的で円滑な運用を行うための運用支援業務を委託することとしたことから、必要なコンピュータ結合登録及び業務委託登録を行うもの

公営企業会計システム外部サービス利用業務のコンピュータ結合の概要について

- 1 業務の名称 公営企業会計システム外部サービス利用業務

- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
公営企業会計業務をシステムで処理することにより効率的かつ円滑に実施するため
 - (2) 業務内容
公営企業会計の収入及び支出事務、固定資産の管理業務並びに起債の管理業務

- 3 取り扱う個人情報の項目
氏名、住所、電話番号、収納情報、金融機関情報

- 4 結合する期間
令和元年7月1日から業務終了まで

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 健康づくり推進課

委託する業務の名称	公営企業会計システム外部サービス利用業務
委託する相手先	データセンターの運営事業者
委託する理由	病院事業会計業務を処理する公営企業会計システムについて、効率的で円滑な運用を行うため
委託する期間	令和元年7月1日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、収納情報、金融機関情報
個人情報の提供方法	電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密の保持 ・ 第三者委託の禁止

公営企業会計システム外部サービス利用業務の概要について

- 1 業務の名称 公営企業会計システム外部サービス利用業務

- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
公営企業会計業務をシステムで処理することにより効率的かつ円滑に実施するため
 - (2) 業務内容
公営企業会計の収入及び支出事務並びに財産の管理業務

- 3 取り扱う個人情報の項目
氏名、住所、電話番号、収納情報、金融機関情報

- 4 委託する期間
令和元年7月1日から業務終了まで

- 5 個人情報の提供方法
電子ファイルの交付

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 都市整備課

業務の名称	都市再生特別措置法に基づく業務
収集の目的	都市再生特別措置法に基づく申請、届出等に関する業務を行うため (根拠法令：都市再生特別措置法)
収集する個人情報項目	氏名、性別、居住区域、住所、本籍、生年月日、電話番号、印影、学歴、職種、職歴、役職、資格、技術、専門、理由又は目的、相談内容、決定内容、金融機関情報、土地情報、建物情報、資産情報、法的権利、施工情報、財産価額、課税標準額、賦課情報、債務情報、活動内容
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（まちづくり会社、NPO 法人等 ）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 帳票 <input checked="" type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> その他（必要となる期間）

【都市再生特別措置法に基づく業務の業務登録について】

まちづくり会社や NPO 法人等の民間組織について、まちのにぎわいづくりの新たな担い手として一層積極的な取組みを進められるよう、それらの団体を都市再生特別措置法に基づく都市再生法人に指定する制度を導入することに伴い、私有地の開発・管理事業を行う同法人への助言や、各種制度の活用を通じた支援を行うため、必要な業務登録を行うもの

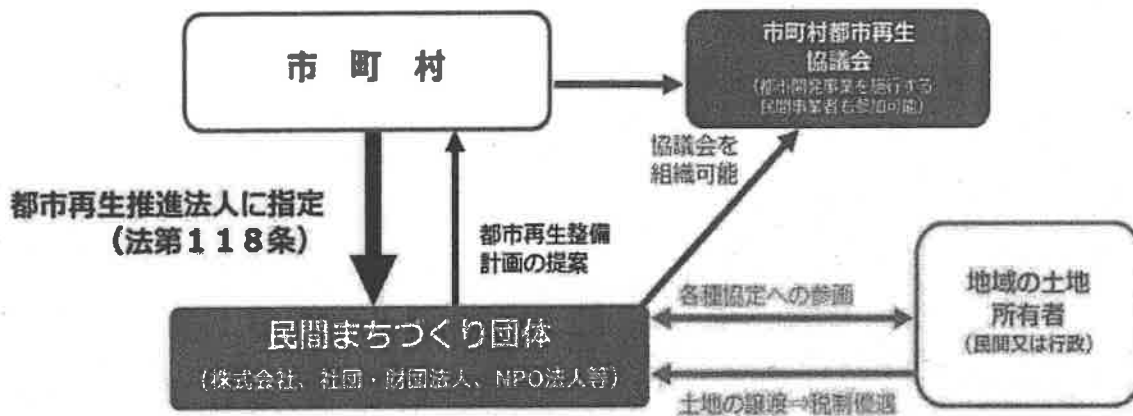
都市再生特別措置法に基づく業務の概要について

- 1 業務の名称 都市再生特別措置法に基づく業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
都市再生特別措置法に基づく申請、届出等に関する業務を行うため
 - (2) 業務内容
都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定等、各種申請及び届出等に関する業務を行うもの
- 3 収集する個人情報の項目
氏名、性別、居住区域、住所、本籍、生年月日、電話番号、印影、学歴、職種、職歴、役職、資格、技術、専門、理由又は目的、相談内容、決定内容、金融機関情報、土地情報、建物情報、資産情報、法的権利、施工情報、財産価額、課税標準額、賦課情報、債務情報、活動内容
- 4 収集の方法
本人から直接収集する。又は本人の同意を得て、民間組織の代表者等から収集する。
- 5 収集開始日
令和元年7月1日

3. 都市再生推進法人

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものをいいます。

- 市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担うる団体を、都市再生推進法人として指定できます。
- 都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成を、市町村に提案することができます。



都市再生推進法人のメリット

- まちづくりの担い手として、公的位置付けを付与
- 市町村に対する都市再生整備計画の提案が可能
- 都市利便増進協定を締結することが可能

実施する事業イメージ

- オープンカフェ
- 自転車共同利用事業
- 広告塔等の整備管理
- まちなか美化清掃活動
- 歩行者天国等でのイベント開催



1. 都市再生推進法人とは

■ 都市再生推進法人とは

- 都市再生推進法人とは、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度です。
- 都市再生推進法人には、市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちづくりのコーディネーター及びまちづくり活動の推進主体としての役割を果たすことが期待されます。

■ 都市再生推進法人の主な業務

- 都市再生推進法人は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域や、立地適正化計画の区域において、以下の業務（一部の業務でも可能）を行います。（法第119条）

都市再生推進法人の業務(法第119条)

- (1) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業*を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助 ※平成30年法改正に伴う新規業務
- (2) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
- (3) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
- (4) 事業用地の取得、管理、譲渡
- (5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理
- (6) 都市利便増進協定*に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
- (7) 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
- (8) 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理
- (9) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
- (10) 都市の再生に関する調査研究
- (11) 都市の再生に関する普及啓発
- (12) その他の都市の再生に必要な業務

*都市利便増進協定とは 都市再生整備計画の区域において、まちの賑わいや憩いの場を創出する施設（広場、駐輪場、緑地等）について、地域住民が自主的な管理を行うために都市再生特別措置法に基づき締結する協定制度です。協定参加者は、地権者を原則としますが、都市再生推進法人は、地権者でなくても参加することができます。

都市のスポンジ化対策のための都市再生推進法人の業務の追加

(H30 改正都市再生特別措置法)

- 地方都市を中心に、空き地等が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行し、居住や都市機能の誘導を図るべき区域においても、エリア価値の低下、治安・環境の悪化、誘導施設等の種地確保の阻害といった問題を生じさせ、コンパクトなまちづくりを進める上での障害となっている。
- こうした問題に対応するため、都市再生推進法人について、低未利用地の有効利用をしようとする者に対して情報・ノウハウ等の面から援助する機能のほか、まちづくりに活用し得る土地等について、情報を集約し、土地の一時的な保有・管理を含め、所有者等と利用意向者をマッチングする機能を付与することとした。
- そこで、都市再生推進法人の業務として、新たに、低未利用地の利用に関する事業のための情報提供等の援助及び土地の取得等に関する業務が追加された。

■ 都市再生推進法人の要件

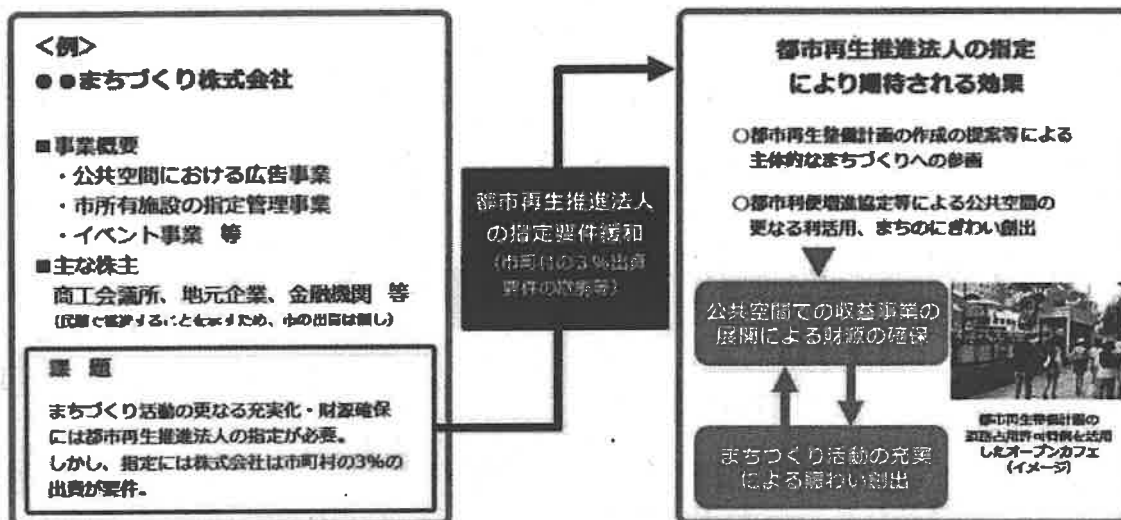
- 都市再生推進法人になることができるのは、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、NPO 法人、まちづくり会社です。

※民間まちづくり活動の成熟化・ノウハウの蓄積に伴い、近年では市町村の出資を受けない民間まちづくり会社の発意による多様なまちづくり活動が広がってきています。こうしたまちづくり会社についても、都市再生推進法人として指定できるよう、平成28年度より、まちづくり会社（※）における市町村の出資要件は撤廃されました。

※まちづくり会社とは、まちづくりの推進を図ることを目的として設立される公共性が高い会社のことを指します。

都市再生推進法人の指定要件の緩和（H28 改正都市再生特別措置法）

- 地方都市を中心として近年まちなかの賑わいが失われていることや地方公共団体が財政難に直面していること等を背景に、民間まちづくり団体がまちづくり行政を補完する必要性が高まっており、より広くまちづくり活動をまちづくり会社に補完してもらう必要がある。
- そこで、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社を都市再生推進法人として指定する際に求められる「政令で定める要件（株式会社にあつては総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が100分の3以上であること、持分会社にあつてはその社員のうちに市町村があること。）」を撤廃することで、まちづくり会社によるまちづくり行政の補完を推進する。



■ 市町村長による指定

- 市町村長は、上記の要件に該当するものであって、業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都市再生推進法人として指定することができます。

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 オリンピック・パラリンピック推進室

業務の名称	「東京五輪音頭 - 2020-」普及啓発業務
収集の目的	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が制作した「東京五輪音頭-2020-」の普及啓発に当たり、同委員会から提供された貸出用のDVD及びCDを適正に管理するため、借受者を把握するもの。 (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、住所、電話番号、加入団体、利用目的
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他 ()
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【「東京五輪音頭-2020-」普及啓発業務の業務登録について】

東京オリンピック・パラリンピックの普及啓発を図るため、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が制作した「東京五輪音頭-2020-」のDVD及びCDを市民に貸し出す業務を開始するに当たり、必要な業務登録を行うもの

「東京五輪音頭-2020-」普及啓発業務の概要について

- 1 業務の名称 「東京五輪音頭-2020-」普及啓発業務

- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が制作した「東京五輪音頭-2020-」のDVD及びCDを市民に貸し出し、東京オリンピック・パラリンピックの普及啓発を図るため。
 - (2) 業務内容
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が市に提供する「東京五輪音頭-2020-」のDVD及びCDを、利用を希望する市民に対して貸し出す。

- 3 収集する個人情報の項目
氏名、住所、電話番号、加入団体、利用目的

- 4 収集の方法
本人から直接収集する。

- 5 収集開始日
令和元年7月1日

「東京五輪音頭-2020-」DVD・楽曲CD 借用申請書

年 月 日

項目	記入欄
借用物品	※どちらかに○をつけてください CD ・ DVD
団体名 (フリガナ)	
申請者名 (フリガナ)	
住所	
電話番号	
利用目的	記入例：「学校行事（運動会、文化祭等）で踊るために利用する」、「地域のお祭り行事で踊るために利用する」等
返却予定日	※貸出日から2週間以内としてください。 年 月 日

※記載いただいた個人情報は、当該貸出用務にのみ使用します。

【市記入欄】

貸出日	年 月 日	確認者：
返却日	年 月 日	確認者：

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 スポーツ推進課

業務の名称	上越市スポーツボランティア登録制度
収集の目的	市民のスポーツ活動に対する意識を高揚させるとともに、ボランティア精神を涵養し、当市のスポーツ推進の担い手を育成するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、学校名、職種、勤務先、資格、意見、趣味、嗜好、活動情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等 (根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他 ()
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【上越市スポーツボランティア登録制度業務の業務登録の変更及び外部提供登録について】

スポーツボランティア登録制度におけるボランティアの活動内容等や登録用紙の更新に当たり、制度開始当初から収集していたメールアドレス等の登録及びスポーツボランティアを活用しようとする地域又は競技団体に対する外部提供登録が漏れていたことが判明したことから、業務登録の変更及び外部提供登録を行うもの

上越市スポーツボランティア登録制度業務の変更について

1 業務の名称 上越市スポーツボランティア登録制度業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の目的	市民のスポーツ活動に対する意識を高揚させるとともに、ボランティア精神を涵養し、当市のスポーツ振興の担い手を育成するため	市民のスポーツ活動に対する意識を高揚させるとともに、ボランティア精神を涵養し、当市のスポーツ推進の担い手を育成するため
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号_____、学校名、職種_____、資格_____、趣味、嗜好、活動情報	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、学校名、職種、勤務先、資格、意見、趣味、嗜好、活動情報

3 変更理由

ボランティア登録者と円滑に連絡を取るとともに、スポーツイベント等の円滑な運営を図るため

4 変更期日

令和元年6月28日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市民等が互いに協力し合ってスポーツ活動をサポートする機会を提供することにより、市民等のスポーツ活動に対する意識を高揚させるとともに、ボランティア精神を涵養し、及び本市のスポーツ推進の担い手を育成するもの

(2) 業務内容

地方公共団体、地域又は競技団体の主催するスポーツイベントの運営補助やスポーツ教室等における指導又は指導補助に無償で協力するスポーツボランティアを登録し、紹介する。

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供

課 名 スポーツ推進課

業務の名称	上越市スポーツボランティア登録制度	
利用又は提供する目的	スポーツイベント等の実施主体となる地域又は競技団体に個人情報を提供し、スポーツイベント等を円滑に運営するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、学校名、勤務先、資格	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子メール）	
利用又は提供する相手先	名称	地域又は競技団体
	業務の名称	スポーツイベント等の運営業務
利用又は提供する期間	随時	

上越市スポーツボランティア登録制度業務の外部提供について

1 業務の名称 上越市スポーツボランティア登録制度業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

市民等が互いに協力し合ってスポーツ活動をサポートする機会を提供することにより、市民等のスポーツ活動に対する意識を高揚させるとともに、ボランティア精神を涵養し、及び本市のスポーツ推進の担い手を育成するもの

(2) 業務内容

地方公共団体、地域又は競技団体の主催するスポーツイベントの運営補助やスポーツ教室等における指導又は指導補助に無償で協力するスポーツボランティアを登録し、紹介する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、学校名、勤務先、資格

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写、電子メール

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

スポーツイベント等の運營業務

(2) 業務の概要

上越市スポーツボランティアを活用し、スポーツイベント等を運営する。

7 利用期日又は提供開始日

令和元年6月28日

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 上越ものづくり振興センター

業務の名称	メイド・イン上越認証事業
収集の目的	「メイド・イン上越」として認証し、又は登録するため (根拠法令：)
収集する個人情報 情報の項目	氏名、住所、メールアドレス、滞納情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（収納課）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されて いる文書等 の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【メイド・イン上越認証事業の業務登録の変更について】

スポーツボランティア登録制度業務におけるメールアドレスの登録漏れを受け、メールアドレスを収集する可能性がある業務の登録状況を改めて点検したところ、メイド・イン上越認証事業において、同様の登録漏れが判明したことから、業務登録の変更を行うもの

メイド・イン上越認証事業の変更について

1 業務の名称 メイド・イン上越認証事業

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
収集する個人情報項目	氏名、住所_____、滞納情報	氏名、住所、メールアドレス、滞納情報

3 変更理由

メイド・イン上越の認証の申請時に、申請者の連絡先として担当者又は事業主の個人アドレスが記載される場合があるため

4 変更期日

令和元年6月28日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市内の中小企業者等が独自の技術若しくは発想又は地場の産品を活用して開発・製造した商品のうち優れたものを「メイド・イン上越」として認証し、当該商品の情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の推進を行うことにより、地域産業の振興を図り、もって地域経済の活性化に資するもの

(2) 業務内容

市内の中小企業者等が独自の技術若しくは発想又は地場の産品を活用して開発・製造した商品のうち優れたものを「メイド・イン上越」として認証し、当該商品の情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の推進を行う。

【訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務の外部提供登録等について】

市が当事者となる訴訟等において、準備書面、答弁書、証拠等に含まれる個人情報を受任弁護士、裁判所等へ提供しなければならないことから、必要な外部提供登録及び関連する業務登録の変更等を行うもの。なお、今回の諮問・報告は、訴訟等に係る業務の点検を行う中で、裁判所等への証拠等書類の提出や弁護士を代理人とした訴訟追行に必要な登録が漏れていたこと、また、これまでの業務の実施状況等を踏まえて項目の整理が必要と考えたことから行うものである。

訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）の変更について

1 業務の名称 訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスなど訴状、調停書類等にある情報	市の実施する全ての業務で保有する個人情報のうち、訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに適正に対応するために必要な部分の個人情報
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：行政事件訴訟法、民事訴訟法、行政不服審査法） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 裁判所、行政機関、弁護士）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：行政事件訴訟法、民事訴訟法、行政不服審査法） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（各課等、裁判所、行政機関、弁護士）

3 変更理由

各課等で実施する業務に関し訴訟の提起等があった場合において、個人情報を含む必要な情報を受任弁護士等に提供するため、必要な範囲で当該業務を所管する各課等から個人情報を収集するもの

4 変更期日

令和元年6月28日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市が訴えられ、又は議会の議決を経て提訴する争訟等に対応するもの

(2) 業務内容

訴状の收受、代理人弁護士への訴訟委任等

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供

課 名 共通

業務の名称	市の実施する全ての業務（共通）	
利用又は提供する目的	訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに適正に対応するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	市の実施する全ての業務で保有する個人情報のうち、訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに適正に対応するために必要な部分の個人情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	総務管理課、各課等
	業務の名称	訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）
利用又は提供する期間	令和元年6月28日から業務終了まで	

市の実施する全ての業務（共通）の目的外利用について

1 業務の名称 市の実施する全ての業務（共通）

2 業務の概要

(1) 実施目的

—

(2) 業務内容

—

3 利用又は提供する個人情報の項目

市の実施する全ての業務で保有する個人情報のうち、訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに適正に対応するために必要な部分の個人情報

4 利用又は提供できる理由

業務に関する争訟等に適正に対応するために必要な限度で保有する個人情報の目的外利用を行うことは、相当な理由があると認められるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）

(2) 業務の概要

市が訴えられ、又は議会の議決を経て提訴する争訟等に対応するため、訴状の收受、代理人弁護士への訴訟委任等の業務を行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和元年6月28日

訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）の外部提供について

1 業務の名称 訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）

2 業務の概要

(1) 実施目的

市が訴えられ、又は議会の議決を経て提訴する争訟等に対応するもの

(2) 業務内容

訴状の收受、代理人弁護士への訴訟委任等

3 利用又は提供する個人情報の項目

訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）で保有する個人情報のうち、訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに適正に対応するために必要な部分の個人情報

4 利用又は提供できる理由

法令等の定め

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について、

(1) 業務の名称

訴訟、審査請求の審理手続等

(2) 業務の概要

—

7 利用期日又は提供開始日

令和元年6月28日

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 共通

委託する業務の名称	訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）
委託する相手先	弁護士
委託する理由	法律に関する専門的知識を有する弁護士に訴訟追行を委任するため
委託する期間	委任契約の締結の日から業務の終了日まで
取り扱う個人情報の項目	訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに適正に対応するために必要な個人情報
個人情報の提供方法	閲覧、文書による通知、複写
個人情報保護に係る委託条件	弁護士には、機密保持の義務があるため、特段の個人情報保護に係る委託条件を付していない。

訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）の概要について

1 業務の名称 訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）

2 業務の概要

(1) 実施目的

市が訴えられ、又は議会の議決を経て提訴する争訟等に対応するもの

(2) 業務内容

訴状の收受、代理人弁護士への訴訟委任等

3 取り扱う個人情報の項目

訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに適正に対応するために必要な個人情報

4 委託する期間

委任契約の締結の日から業務の終了日まで

5 個人情報の提供方法

閲覧、文書による通知、複写

業務の名称	公営住宅管理業務	
利用又は提供する目的	長期使用製品安全点検制度に基づき、公営住宅に市が設置した特定保守製品の点検を事業者が実施するに当たり、入居者と日程等の調整を行うため (根拠法令：消費生活用製品安全法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、電話番号	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	消費生活用製品安全法に定められた特定製造事業者等
	業務の名称	長期使用製品安全点検業務
利用又は提供する期間	令和元年6月10日から業務終了まで	

【公営住宅管理業務の外部提供登録及び業務委託登録について】

特定保守製品の点検を特定製造事業者等に義務付ける長期使用製品安全点検制度に基づき、公営住宅に市が設置した特定保守製品の点検を事業者が実施するに当たり、日程調整等のため入居者の情報を必要とすることから、事業者に入居者の情報を提供できるよう、公営住宅管理業務の外部提供登録を行うもの。

また、公営住宅の故障箇所等の修繕を行うに当たり、緊急を要する場合等に、修繕実施業者が日程調整等のため入居者と直接連絡を取ることができるよう、公営住宅管理業務の業務委託登録を行うもの。

なお、速やかに点検を実施する必要があるため、審議会への諮問を待たずに提供を行ったものである。

公営住宅管理業務の外部提供について

- 1 業務の名称 公営住宅管理業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
住宅困窮者に対し、低廉な家賃で住宅を提供するもの
 - (2) 業務内容
公営住宅を維持管理する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、電話番号
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
長期使用製品安全点検業務
 - (2) 業務の概要
消費生活用製品安全法に定められた期間を経過した特定保守製品について、使用者に点検時期を通知し、申込みを受けた上で点検を実施する。
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年6月10日
- 8 備考
 - (1) 特定保守製品
消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い製品。都市ガス用ふろがま等9品目が対象とされている。
 - (2) 特定製造事業者等
特定保守製品の製造等の事業を行う者

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 建築住宅課

委託する業務の名称	公営住宅管理業務
委託する相手先	修繕実施業者
委託する理由	公営住宅の故障箇所、破損箇所等の修繕を行うに当たり、緊急を要する場合等に、事業者が入居者に直接連絡を取り、日程調整等をするため
委託する期間	毎年度4月1日から3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号
個人情報の提供方法	口頭による通知
個人情報保護に係る委託条件	個人情報の漏えいの防止、委託業者以外への利用や第三者への提供禁止、目的外利用の禁止、業務完了後の個人情報の破棄

公営住宅管理業務の概要について

1 業務の名称 公営住宅管理業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

住宅困窮者に対し、低廉な家賃で住宅を提供するもの

(2) 業務内容

公営住宅を維持管理する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、電話番号

4 委託する期間

毎年度4月1日から翌年3月31日まで

5 個人情報の提供方法

口頭による通知

【所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務について】

本年6月1日に施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「特別措置法」という）」において、地域住民等の福祉または利便の増進を図る事業（地域福利増進事業）を実施する場合には、当該事業地の所有者が不明であっても事業に使用することを可能とする制度が創設される。本制度を活用し、市の関係課等が土地所有者に関する情報を適切に利用し、又は提供できるよう、必要な業務登録等を行うもの

所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務について ①

1 業務の名称 所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

地域福利増進事業の対象地に所有者不明土地があった際に、当該土地所有者を特定するために必要な情報を提供することで、土地所有者の効果的な探索を図るとともに、所有者不明土地の利用を円滑にするもの

(2) 業務内容

地域福利増進事業の対象地の所有者を調査し、当該所有者から土地を取得するための調整を進める。また、所有者の特定に至らない場合は、特別措置法に基づいて期限を定めて事業に使用するための準備を進める。

3 収集する個人情報の項目

氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、死亡、DV等決定内容

4 収集の方法

法令に基づいて、税務課及び市民課から収集を行う。

5 収集開始日

令和元年6月28日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課 名 税務課

業務の名称	固定資産税・都市計画税賦課業務	
利用又は提供 する目的	所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に必要な情報を提供するため。 (根拠法令：所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所、電話番号	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	用地管財課
	業務の名称	所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務
利用又は提供 する期間	令和元年6月28日から業務終了まで	

固定資産税・都市計画税賦課業務の目的外利用について (2)

- 1 業務の名称 固定資産税・都市計画税賦課業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
固定資産税・都市計画税の賦課をするため
 - (2) 業務内容
毎年1月1日(賦課期日)に、市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有する人に対して、地方税法及び上越市市税条例、上越市都市計画税条例の規定に基づき固定資産税、都市計画税を賦課する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、電話番号
- 4 利用又は提供できる理由
法令等に定めがあるため
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務
 - (2) 業務の概要
地域福利増進事業の実施に際し、事業対象地の所有者を特定するため、土地所有者に関する情報を調査するもの
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年6月28日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 市民課

業務の名称	戸籍に関する業務	
利用又は提供する目的	所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に必要な情報を提供するため。 (根拠法令：所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、死亡	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	用地管財課
	業務の名称	所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務
利用又は提供する期間	令和元年6月28日から業務終了まで	

戸籍に関する業務の目的外利用について (③)

- 1 業務の名称 戸籍に関する業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証するため
 - (2) 業務内容
国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、死亡
- 4 利用又は提供できる理由
法令等に定めがあるため
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務
 - (2) 業務の概要
地域福利増進事業の実施に際し、事業対象地の所有者を特定するため、土地所有者に関する情報を調査するもの
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年6月28日

戸籍の附票業務の目的外利用について (④)

- 1 業務の名称 戸籍の附票業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
戸籍と住民票の共通記載事項の内容を一致させるとともに、住民基本台帳の記録の正確性を確保するため
 - (2) 業務内容
戸籍と住民票の共通記載事項の内容を一致させるとともに、住民基本台帳の記録の正確性を確保する
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、本籍、生年月日
- 4 利用又は提供できる理由
法令等に定めがあるため
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務
 - (2) 業務の概要
地域福利増進事業の実施に際し、事業対象地の所有者を特定するため、土地所有者に関する情報を調査するもの
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年6月28日

住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】の目的外利用について (⑤)

- 1 業務の名称 住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者を保護するため
 - (2) 業務内容
住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護及び支援措置を行う
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
DV等決定内容
- 4 利用又は提供できる理由
法令等に定めがあるため
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務
 - (2) 業務の概要
地域福利増進事業の実施に際し、事業対象地の所有者を特定するため、土地所有者に関する情報を調査するもの
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年6月28日

所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務の外部提供について (⑥)

- 1 業務の名称 所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
地域福利増進事業の対象地に所有者不明土地があった際に、当該土地所有者を特定するために必要な情報を提供することで、土地所有者の効果的な探索を図るとともに、所有者不明土地の利用を円滑にするもの
 - (2) 業務内容
地域福利増進事業の対象地の所有者を調査し、当該所有者から土地を取得するための調整を進める。また、所有者の特定に至らない場合は、特別措置法に基づいて期限を定めて事業に使用するための準備を進める。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、電話番号
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意又は法令等に定めがあるため
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
所有者不明土地を利用した地域福利増進事業
 - (2) 業務の概要
地域福利増進事業の実施
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年6月28日

戸籍に関する業務の外部提供について (7)

- 1 業務の名称 戸籍に関する業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証するため
 - (2) 業務内容
国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、死亡
- 4 利用又は提供できる理由
法令等に定めがあるため
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
所有者不明土地を利用した地域福利増進事業
 - (2) 業務の概要
地域福利増進事業の実施
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年6月28日

戸籍の附票業務の外部提供について (8)

- 1 業務の名称 戸籍の附票業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
戸籍と住民票の共通記載事項の内容を一致させるとともに、住民基本台帳の記録の正確性を確保するため
 - (2) 業務内容
戸籍と住民票の共通記載事項の内容を一致させるとともに、住民基本台帳の記録の正確性を確保する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、本籍、生年月日
- 4 利用又は提供できる理由
法令等に定めがあるため
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
所有者不明土地を利用した地域福利増進事業
 - (2) 業務の概要
地域福利増進事業の実施
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年6月28日

住民基本台帳業務の外部提供について (9)

1 業務の名称 住民基本台帳業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため

(2) 業務内容

住民である地位に関する記録を行い住民の居住関係を公証するための住民基本台帳を次のように整備する。

ア 住民の住所やその異動などの住所に関する事項の記録管理や世帯など住所に関係のある生活関係の記録管理を行う。

イ 住民個人の同一性を明らかにする氏名、出生年月日、男女の別、戸籍の表示等の記録のほか、外国人住民については、中長期在留者、特別永住者等を対象として住民票を作成し、外国人特有の国籍・在留資格・在留カード等の番号などを記録する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、死亡

4 利用又は提供できる理由

法令等に定めがあるため

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

所有者不明土地を利用した地域福利増進事業

(2) 業務の概要

地域福利増進事業の実施

7 利用期日又は提供開始日

令和元年6月28日

【所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供業務】

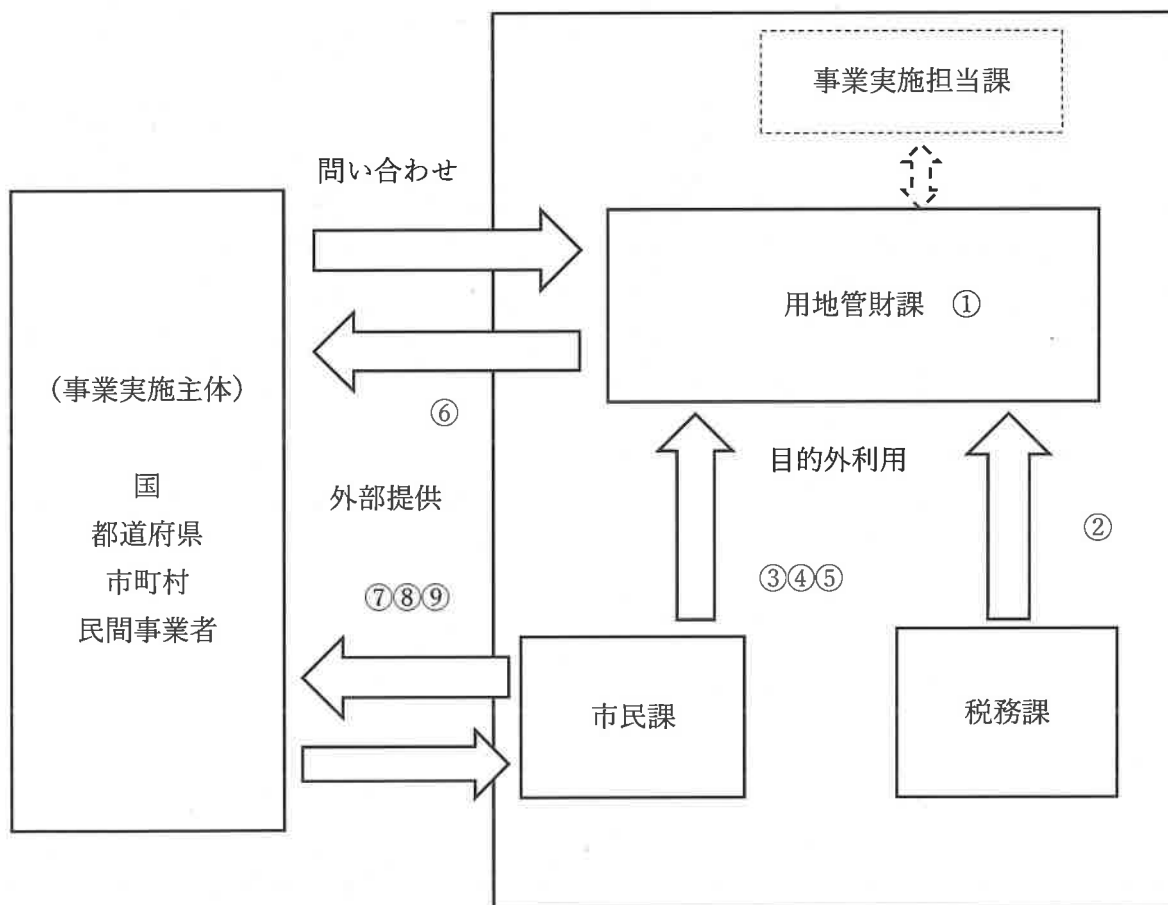
人口減少及び高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加している。

この傾向は今後も続く見込みであり、それに伴い所有者不明土地も増加することが予想される。

所有者不明土地は、所有者の特定に多大なコストを要することから公共事業等の推進など、様々な場面で円滑な事業運営の妨げとなっている。

このような状況に対応するため、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年6月13日に公布された。

今回の諮問案件は、この法律で定められた土地の所有者の探索を合理化する仕組みの規定が、令和元年6月1日に施行されたことによるもの。



【関係法令】

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）

第四章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

第一節 土地所有者等関連情報の利用及び提供

第三十九条 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報（土地所有者等と
思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとする。

コンピュータ結合登録票（諮問）

課 名 共通

業 務 の 名 称	紙媒体文書に係る自動での電子データ化業務
結 合 す る 理 由	紙媒体で收受する申請書等の文書をクラウド上にあるAI-OCRにより自動で電子データ化するため (根拠法令：)
結 合 す る 相 手 先 の 名 称	受託先
結 合 す る 期 間	契約締結の日から業務終了まで
取 扱 う 個 人 情 報 の 項 目	氏名、住所、債権者番号、金融機関情報その他請求書にある情報及び自動で電子データ化する紙媒体文書にある情報
結 合 す る 相 手 先 に お け る 保 護 措 置 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号化通信による結合 ・電子証明書、ID・パスワード等による認証 ・送受信記録の保管、不正アクセスの監視

【紙媒体文書に係る自動での電子データ化業務のコンピュータ結合登録及び業務委託登録について】

紙媒体で收受する申請書等の文書（以下「紙媒体文書」という。）の情報で、庁内で使用するシステムに電子入力するものについて、現在は職員が手作業で入力しており、これに多くの業務時間を費やしている。一方、クラウド上で画像を認識し、電子データ化することのできる AI-OCR の技術は、暗号化等一定のセキュリティを担保しつつ、高速高精度に紙媒体文書を読み込み、電子データ化することが可能となってきた。

当市にあっても、AI-OCR に関連した行政事務の効率化に係る実証実験を予定しており、これに必要なコンピュータ結合登録及び業務委託登録を行うもの。

なお、今回の諮問については、当該実証実験に必要な登録等であり、実際に導入する際は、改めて本審議会に諮問する。

紙媒体文書に係る自動での電子データ化業務のコンピュータ結合の概要について

1 業務の名称 紙媒体文書に係る自動での電子データ化業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

紙媒体文書の電子入力に係る庁内業務の効率化を図るため。

(2) 業務内容

紙媒体文書の情報で、庁内で使用するシステムに電子入力するものについて、クラウド型の AI-OCR に画像情報を送付し、電子データを收受する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、債権者番号、金融機関情報その他請求書にある情報及び自動で電子データ化する紙媒体文書にある情報

4 結合する期間

契約締結の日から業務終了まで

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 共通

委託する業務の名称	紙媒体文書に係る自動での電子データ化業務
委託する相手先	受託者
委託する理由	紙媒体で収受する申請書等の文書をクラウド上にあるAI-OCRにより自動で電子データ化するため
委託する期間	契約締結の日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、債権者番号、金融機関情報その他請求書にある情報及び自動で電子データ化する紙媒体文書にある情報
個人情報の提供方法	電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	機密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の授受及び搬送・保管及び廃棄に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、情報の管理について調査に応ずる義務など

紙媒体文書に係る自動での電子データ化業務の概要について

1 業務の名称 紙媒体文書に係る自動での電子データ化業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

紙媒体文書の電子入力に係る庁内業務の効率化を図るため。

(2) 業務内容

紙媒体文書の情報で、庁内で使用するシステムに電子入力するものについて、クラウド型のAI-OCRに画像情報を送付し、電子データを収受する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、債権者番号、金融機関情報その他請求書にある情報及び自動で電子データ化する紙媒体文書にある情報

4 委託する期間

契約締結の日から業務終了まで

5 個人情報の提供方法

電子ファイルの交付

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 産業政策課

委託する業務の名称	プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等作成業務
委託する相手先	株式会社BSNアイネット
委託する理由	プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等作成業務の効率化を図るため
委託する期間	契約締結の日から業務終了日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、続柄、賦課情報、生活保護情報
個人情報の提供方法	文書の交付、電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	個人情報の厳格な管理、文書の複写及び電子データの複製等の禁止、個人情報の目的外利用の禁止、業務従事者の特定及び執務場所のセキュリティ確保、業務終了後の文書及びデータの返還、個人情報の守秘義務及び漏えいの防止

【プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等作成業務の業務委託登録について】

消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、国からの補助を受けプレミアム付商品券の発行を行う事業において、プレミアム付商品券の購入対象者となる可能性がある平成31年度課税における非課税者で生活保護を受給していない者に対し、プレミアム付商品券購入引換券交付申請書を送付する業務を委託するに当たり、必要な業務委託登録を行うもの

プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等作成業務の概要について

- 1 業務の名称 プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等作成業務

- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
 プレミアム付商品券の購入対象者に周知するため
 - (2) 業務内容
 総合行政システムからプレミアム付商品券の購入対象者となる可能性がある者（平成31年度課税における非課税者で生活保護を受給していない者）を抽出し、通知書を作成し、送付する。

- 3 取り扱う個人情報の項目
 氏名、住所、生年月日、続柄、賦課情報、生活保護情報

- 4 委託する期間
 契約締結の日から業務終了日まで

- 5 個人情報の提供方法
 文書の交付、電子ファイルの交付

上総第21784号

令和元年6月28日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について報告します。

記

土地利用促進基礎調査業務（都市整備課・建築住宅課・企画政策課）【業務委託登録廃止】

個人情報取扱業務委託登録の廃止（報告）

課 名 都市整備課・建築住宅課・企画政策課

業務の名称	土地利用促進基礎調査業務
委託の相手先の名称	測量設計コンサルタント等（入札で決定）
廃止年月日	平成31年3月29日
廃止する理由	平成30年度に業務委託が完了したため
個人情報の回収 ・廃棄方法	業務委託完了後、業者からデータを回収し廃棄済